

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う業務・事業等
について（案）

政府対策本部は、令和2年4月7日に東京都を含む7都府県に新型インフルエンザ等特別措置法による緊急事態宣言が行われた。

緊急事態措置を実施すべき期間は、令和2年4月7日から同年5月6日までとされた。

西東京市においては、上記宣言を受け、各課の業務負担の軽減、他の業務への応援要員の確保及び最優先すべき業務を継続させるため、上記期間中における対策を下記のとおりとする。

なお、本内容は、国による緊急事態宣言の解除があった後において、国の基本的対処方針に基づき、対策を縮小・中止する（西東京市新型インフルエンザ等対策行動計画 6 小康期 参照）。

記

- 1 継続業務総括表（BCP）に照らして、業務の休止・縮小を行う（継続業務総括表に記載のある内容は、状況に合わせ、適宜見直すこと。）。
- 2 緊急事態措置を実施すべき期間中は、市主催事業・行事を原則として延期又は中止（休止）とする。また、同期間中において準備行為等を行わないことで実施が困難となるものについても、延期又は中止（休止）とする。ただし、緊急事態宣言の解除があった後において実施可能と判断できるものは、この限りでない。

「業務の縮小」と「事業・イベント等の中止・休止」の考え方の整理

新型インフルエンザ等対策行動計画における「対策の目的」

- ① 感染拡大を可能な限り抑制、市民の生命及び健康を保護する
- ② 市民生活及び経済活動に及ぼす影響を最小に

その目的の達成のため

⇒ **市政機能の維持（平常時の事業活動を100%維持することは困難）**

⇒ **市政機能維持のため、「業務の縮小・中止」を行いながら、業務の継続性を維持する。**

【新型インフルエンザ等対策行動計画から 一部引用】



新型インフルエンザ等対策行動計画においては、

従業員（職員）の最大40%が欠勤することが想定されている



業務継続総括表（BCP）を参考に、「業務の継続性」、「新たな業務（市民相談・給付金・各種行事変更に伴う事務調整・契約の変更、在宅勤務シフトへの対応ほか）」に対応するため、**通常業務（市主催事業に係る事務も当然に含まれる！）の「縮小・中止」を行う。**



通常業務の「縮小・中止」は、**先を見越して判断**しなければならない。

小刻みな判断では、職員は「実施・中止」の両方向で業務を進めなければならず、結果として、**通常よりも過大な業務が発生**する。これは、行動計画に反する判断である。